

今年の住民税はこう変わります

平成17年1月1日時点で65歳以上だった人

高齢者非課税措置廃止の経過措置がなくなります

平成18年度から、年齢が65歳以上の人のうち前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の2/3、平成19年度には税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。

住民税の高齢者非課税措置廃止の経過

平成17年度	合計所得金額125万円以下の人	非課税
平成18年度	高齢者非課税措置の廃止 税額の2/3を減額	課税は1/3
平成19年度	税額の1/3を減額	課税は2/3
平成20年度	経過措置の廃止	全額負担



固定資産税の減額が受けられます！

災害で被害を受けてしまったら…

持っている固定資産が火災や風水害・震災などで被害を受けた場合、被害の程度に応じて固定資産税の減額措置が受けられます。

●対象

火災の場合	家屋・償却資産
風水害・震災の場合	土地・家屋・償却資産

●申請方法

役場にある「減免申請書」と、「り災証明書」を提出してください。提出後、減免額の通知をします。なお、減額する税額は、申請した日以降に納期限が来る分で計算します。

※「り災証明書」は、火災の場合は、お近くの消防署。風水害・震災の場合は、役場で発行します。

バリアフリー改修で…

平成19年1月1日以前から所在していた住宅（賃貸住宅を除く）のうち、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事（補助金などを除く自己負担額が30万円以上のもの）が行われた住宅は翌年度分の固定資産税を3分の1減額します。ただし、対象床面積は、1戸あたり100㎡までです。

●次のいずれかの人が住んでいることが条件です。

- ①65歳以上の人
 - ②要介護認定または要支援認定を受けた人
 - ③障害を持っている人
- ※くわしくはお問い合わせください。

●対象のバリアフリー改修工事

- ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和
- ③浴室の改良 ④トイレの改良
- ⑤手すりの取付け ⑥床の段差の解消
- ⑦引戸への取替え
- ⑧床表面の滑り止め化

●申請方法

改修後3ヵ月以内に、工事費明細書や領収書、写真（改修前・後）などの関係書類を添付して申請してください。

耐震改修をすると…

●対象

昭和57年1月1日現在で建っていた住宅の耐震改修（工事費30万円以上）をした場合

●減額

耐震改修をした家屋全体にかかる固定資産税の1/2を減額

●減額の期間

平成18年から10年間の間に改修をした場合で、改修した年の翌年度から減額

工事完了時期	減免期間
平成18年1月1日～平成21年12月31日まで	翌年度から3年間
平成22年1月1日～平成24年12月31日まで	翌年度から2年間
平成25年1月1日～平成27年12月31日まで	翌年度分

（早く改修するほど減額措置を長く受けられます）

●減額対象床面積

1戸あたり120㎡相当分まで

●申請方法

改修後3ヵ月以内に、現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書（耐震基準適合証明書）を添付して町に申請してください。

7月6日(日)は 大津町 農業委員会委員の 一般選挙です

任期満了に伴う大津町農業委員会委員の一般選挙が7月6日(日)に行われます。

投票日には、皆さんの代表として公正な見識を持ち、自らの活動によって、その任務を貫き通すことのできる信頼と行動力のある農業委員を選びましょう。



●立候補予定者説明会

- ・日時 6月19日(木)午後1時30分～
- ・場所 オークスプラザ 2階ふれあいホール

●告示日 7月1日(火)

●投票日 7月6日(日)

●問い合わせ

町選挙管理委員会(役場総務課内)
☎(293)3111

7月は障害基礎年金の現況届提出月です

対象者は、障害基礎年金の受給者の中で

●20歳前に初診日のある障害により年金を受けている人

(年金証書の年金コード上2けたが63の人)
例：年金コード「6350」

●旧国民年金法による障害福祉年金からの移行(裁定替え)により年金を受けている人

(年金証書の年金コード上2けたが26の人)
例：年金コード「2650」

○対象になる人には、年金裁定センターから7月上旬までに「現況届」が送付されますので、必要事項を記入し、7月末日までに役場に提出してください。

なお、現況届に併せて診断書を提出しなければならない場合には、現況届欄のある診断書が送られてきますので、医師に記入してもらい期限までに提出してください。傷病によっては、レントゲンフィルムや心電図などの添付を必要とすることがあります。

○年金を受け始めてから1年以内の人、年金が全額支給停止となっている人及び年金額が障害の程度が変わったことで改定されてから1年以内の人は、現況届を提出する必要がありませんので、現況届は送付されません。

○自分で記入できないため、親族など代理の人が記入される場合は、受給権者の欄及び加給年金額対象者の欄をもれなく記入し、「代理人署名欄」に代筆者の氏名・住所を記入してください。

※住民基本台帳ネットワークにより現況が確認された人も「所得状況届」が送付されますので、同様に提出が必要です。



■問い合わせ

熊本西社会保険事務所
役場住民課 住民係

☎(355)3261

☎(293)3112

みんなの国民年金

106